

# 残高 1 万円未満の「普通預金口座」解約手続きにおける 「印鑑不要化」について

平素は、津山信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は、以下のお客さまを対象に、普通預金残高が 10,000 円未満の口座解約手続きを、以下のご本人さま確認書類を提示いただくことにより、届出印不要で解約できるよう手続きを簡素化いたします。

これからも、質の高い金融サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

取扱開始日	2021年（令和3年）6月1日（火）
対象となるお客さま	個人、個人事業主の方
対象となる預金種類	普通預金（総合口座普通預金、決済用普通預金を含む）
対象となる要件 （すべて満たす場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>口座名義人ご本人</u>が手続きを行う場合</li> <li>➤ 普通預金口座残高が、<u>10,000円未満</u>の場合</li> <li>➤ <u>通帳をお持ち</u>の場合</li> <li>➤ 口座名義人ご本人であることが確認できる<u>次の書類をお持ちの場合のみ</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証または運転経歴証明書</li> <li>・ マイナンバーカード（個人番号カード）</li> <li>・ パスポート + 住所が確認できる公的な書類</li> <li>・ 在留カードまたは特別永住者証明書</li> </ul> </li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当金庫所定の書類に、ご署名いただきます。</li> <li>➤ 通帳を紛失されている場合は、別途お手続きが必要になります。</li> </ul>

\* ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上